

社会福祉法人はぐくむ会 特別養護老人ホーム飛鳥の郷

重要事項説明書（従来型個室・多床室）

短期入所生活介護サービス／介護予防短期入所生活介護サービス（従来型ショートステイ）

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

（電話）048-578-2233

（担当）生活相談員

※ご不明な点・ご相談などございましたらお問い合わせ下さい。

2. 特別養護老人ホーム「飛鳥の郷」の概要

（1）運営方針

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

（2）施設設備概要

所在地	埼玉県深谷市上原496
施設名称	特別養護老人ホーム 飛鳥の郷
定員	・入所 70名 ・ショートステイ 10名 ・デイサービス 15名
利用可能設備など	・居室（4床室・個室） ・浴室（一般浴槽・特別浴槽） ・食堂 ・医務室 ・静養室 ・談話室 ・理美容室

（3）施設職員 勤務体制

通常勤務	・事務職員 ・ケアマネージャー ・生活相談員 ・看護職員	①8:00～17:00 ②8:30～17:30
交代勤務	介護職員	①早番 6:00～15:00 ②日勤 7:30～16:30 ③遅番 10:00～19:00 ④遅番 10:30～19:30 ⑤夜勤 16:30～翌9:30

（4）通常送迎の実施地域

原則的には深谷市内。その他の地域の方でも施設より近郊であれば可能（要相談）。

3. 施設サービス内容

（1）日常生活支援

①施設サービス計画の立案

施設は短期入所の利用期間が4日以上の場合、施設サービス計画（ケアプラン）の立案を行い、ご本人及びご家族の同意に基づいて作成・交付します。作成されたケアプランは半年に1回以上の見直しを行っていきます。

②介護

上記の施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、適切な介護サービスを提供します。

（食事・排泄・入浴・整容・移動介助・余暇活動など）

③食事

朝食 7:30～ ・昼食 12:00～ ・夕食 18:00～

※10:00にお茶・15:00にお茶とおやつをご用意します。

※お食事は原則として食堂にてお召し上がりいただきます。

※インスリン摂取、経管栄養、食事摂取介助の必要な方等は必要に応じ別途協議いたします。

④入浴

一般浴、または機械浴

※身体の状況に応じ、一般浴、機械浴で週に2回入浴して頂けます。心身の状態に応じて清拭や中止させて頂く場合があります。

⑤排泄

排泄の自立を促すため、身体能力を最大限に活用した援助を行います。

⑥機能訓練

機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑦洗濯

ショートステイ中の洗濯は施設では行っておりませんので、ご了承ください。長期ご利用となる方については別途ご相談ください（有料で対応可）。

⑧理容サービス

月に1回理容サービスを実施しています。料金は別途かかります。

(2) 余暇活動支援

①趣味活動

施設での生活を実りのあるものとするため、適宜レクリエーションを行います。

②行事企画

利用者の皆様に季節感を感じて頂けるよう、春、秋の散策・施設のお祭り・運動会・敬老会・クリスマス会などを行います。

(3) 保健医療サービス

【健康管理】

- ・看護職員は施設短期入所当日より、血圧・検温などの健康チェックを行います。
- ・短期入所中の体調不良等による受診は、緊急時を除き、原則として家族の方をお願いします。また、利用中の体調不良により、短期入所が中止となる場合もあります。

(4) 家族との交流・地域との交流・その他

・行事への参加

ご利用期間中、施設で実施する行事には是非ご参加下さい。

・ボランティア

各行事・日常生活の援助など、様々な活動でボランティアのご協力を頂いております。ボランティアの受付も常時行っています。

・福祉教育

近隣小中学校などの総合教育や福祉及び専門職の学習の場として、当施設を提供しています。

4. サービス利用の終了・中止について

- (1) 利用者はお申し出によって、この契約を解除することができます。また、次の事由に当てはまる場合につきましても終了・中止となります。
- (2) 利用期間中に当施設で対応ができないほど身体状況に変化があった場合。
- (3) 施設は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ・利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由無く1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合。
 - ・利用者又はその家族が、施設や施設職員又は他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- (4) 利用者が、要介護認定の更新で非該当（自立）と認定された場合、所定の期間の経過を持ってこの契約は終了します。
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ・利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
 - ・利用者が死亡した場合
 - ・やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

5. 緊急時の対応

利用者の容態に変化などがあった場合は、医師に連絡するなどの必要な措置を講じる他、事前にお伺いした緊急連絡先のご家族の方に速やかに連絡致します。

【協力医療機関】

埼玉慈恵病院

熊谷市石原3丁目208

電話番号 048-521-0321

あねとす病院

深谷市人見1975

電話番号 048-571-5311

千田医院

児玉郡美里町根木107-1

電話番号 0495-76-0041

6. 利用者の行動を制限する行為、虐待防止について

(1) 身体的拘束

利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、緊急やむを得ない場合に身体拘束に至る場合は、理由・期間等の詳細を身元保証人に説明し、同意を得て行うものとし、経過について記録するものとします。また、身体拘束の適正化の目的のため以下の対策を講じます。

- ・身体拘束適正化の委員会を少なくとも3ヶ月に1回開催する。また、その結果について職員に周知する。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・身体的拘束等の適正化のための職員研修を定期的（年2回以上）に実施するとともに、新規採用職員に対し採用時に研修を実施する。

(2) 虐待防止

利用者の人権擁護及び虐待の防止等も図る観点から体制を構築します。

- ・虐待の発生、再発を防止するための虐待防止委員会を設置するとともに、定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- ・虐待を防止するための指針（マニュアル）を整備し従業者に周知するものとする。
- ・虐待防止担当者を設置するものとする。

万が一、虐待事故が発生した場合や当施設従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

7. 事故防止について

利用者に対して提供されるサービスにより事故が発生した場合及びその防止に努める為、次の各号に定める対策を講じます。

- ・事故の防止及び対応について、マニュアル等を整備し職員の研修等を通じて周知徹底を図るものとする。
- ・事故を未然に防ぐ観点から施設内にリスクマネジメント担当（安全対策担当者）を配置し、情報収集・改善策立案・実施・評価のプロセスを行い事故の防止に努めるものとする。
- ・3ヶ月に1回程度委員会を開催し、事故防止のための分析・改善策・周知徹底を図るものとする。

8. 事故発生時の対応について

- ・万が一、事故が発生した場合には速やかに必要な処置を行うと共に、必要に応じて救急車の出動要請、病院への搬送などの措置を講じるとともに、身元引受人へ連絡する。また、必要に応じて、市町村や北部福祉事務所等、関係機関への連絡を行うものとする。

9. 衛生管理・感染症について

衛生管理・感染症・食中毒の発生予防に細心の注意を払い、感染症及び食中毒の予防または、まん延を防止する為、以下の対策を講じます。

- ・感染症及び食中毒に対応するため感染予防機器設置及び「感染症マニュアル」等を整備し、常に最新の情報を更新し、発生防止に努めるものとする。

- ・感染症等に対応するため「感染症対策委員会」を定期的（概ね6ヵ月に1回以上）に開催し会議内容・事例・決定された事項について職員に研修及び周知を行うものとする。
- ・感染症等に関する職員研修を年2回程度実施するものとする。
- ・感染症まん延防止に係る訓練（シュミレーション）を実施するものとする。

10. 当施設利用に際しての留意事項

(1) 面会

- ・面会時間は、午前9時30分から午後4時までとさせていただきます。玄関は防犯上、午後5時30分から午前9時まではロックしますので、インターホンをご利用下さい。
- ・面会時には、受付にございます面会カードにご記入下さい。

(2) 外出

- ・外出をされる方は、前日午後5時頃までに施設職員までご連絡下さい。それ以降の場合は、食費を請求する場合がございますのでご了承下さい。

(3) 飲酒

- ・原則として夕食時間をお願いします。

(4) 喫煙

- ・決められた場所をお願いします。喫煙の見守りや介助を要する場合には、喫煙時間を定めさせていただきます。

(5) 所持品の持ち込み

- ・居室の整理ダンスに収納できる範囲をお願いします。
- ・電気製品のお持ち込みに関してはご相談下さい。

(6) 金銭・貴重品の管理

- ・原則として利用者の責任において管理していただきます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮下さい。

(7) 宗教・政治活動

- ・施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。

(8) ペット

- ・ペットのお持ち込みはお断りします。

(9) 食べ物の持ち込み

- ・健康上のことがありますので、職員にお尋ね下さい。

(10) 利用料の領収書

- ・利用料の領収書は、高額介護サービス費の支給申請に使用することがありますので紛失しないようにして下さい（領収書の再発行は致しません）。

(11) 住所変更

- ・身元引受人の住所、電話番号などの変更があった場合は、必ずご連絡下さい。

(12) 身元引受人

- ・身元引受人の方に変更があった場合、再契約となりますので必ずご連絡下さい。

11. サービス提供の記録保存と情報開示

サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後2年間保存致します。その記録は午前9時～午後5時の間、当施設にて閲覧できます。

12. 秘密保持の遵守

- (1) 施設及びすべての職員は、サービスを提供上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 個人情報については、法人の運営する各事業責任者のもとに保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。尚、下記内容の場合に情報提供を行うことがありますので、ご承知下さい。

【内部での利用】

利用者などに提供する施設サービス、介護保険事務、施設サービスに係わる運営業務のうち、

- ①入退所などの管理
- ②会計・経理
- ③事故などの報告

- ④施設サービスの向上
- ⑤施設サービス提供職員の連携
- ⑥施設サービスや業務の維持
- ⑦事業所内において行われる学生への実習の協力

【外部への提供】

- ・利用者などに提供する介護サービスのうち、
 - ①利用者などに提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所などとの連携（サービス推進担当者会議など）、照会の回答
 - ②利用者の疾病治療、健康維持のため主治医など医師への連絡及び健康記録・生活提供記録
 - ③ご家族への心身の状況の説明
- ・介護保険事務のうち、
 - ①審査支払機関へのレセプトなどの提出
 - ②審査支払機関または保険者からの照会の回答
 - ③損害賠償保険などに係わる保険会社などへの相談または届出など

13. 非常災害規定

【災害時の対応】

別途定める「消防計画」により対応します。

【防火管理者】

防火管理者を1名配置します。

【防火訓練】

年に2回、防災訓練を実施します。

【防火設備】

消火器・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関通報設備・非常放送設備・誘導灯等

14. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 施設内における苦情の受付

・生活相談員 毎日 9:00 ~ 17:00 048-578-2233

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・深谷市役所 長寿福祉課 電話番号 048-571-1211
 ・大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話番号 048-501-1330
 ・埼玉県国民健康保険団体連合会 電話番号 048-824-2537
 ・埼玉県運営適正化委員会 福祉サービス苦情相談係 電話番号 048-822-1243

(3) 第三者委員

・田島久雄 電話番号 048-583-3982
 ・酒井のり子 電話番号 090-7426-0439

15. 職場におけるハラスメント

- ・施設は、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、職員に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことがないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ・施設は、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し職員に周知・啓発を実施するものとする。
- ・相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するものとする。

16. 顧客等からの著しい迷惑行為の防止

- ・施設は、雇用管理上の配慮として、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止の為の措置を講じるものとする。
- ・職員からの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備するものとする。
- ・被害者への配慮の為の取組みを行うものとする。
- ・被害防止の為の取組みを行うものとする。

17. 利用時の持ち物について

①衣類（全てに名札を付けるようお願い致します）

下着・靴下・普段着・パジャマ・上履き等。その他季節に応じて上着等もお持ち下さい。失禁や食べこぼし等で汚れてしまう可能性もある為、念の為、予備衣類の準備もお願いします。

②お薬について

入所初日に利用期間分のお薬をご用意下さい。短期入所期間中の受診、および薬の手配等に関しては、家族の方にてお願いします。

③日用品（全てに氏名の記入をお願い致します）

洗面用具（歯ブラシ・歯磨き粉・コップ・フェイスタオル等）・電気かみそり（男性）・ヘアーブラシ・ティッシュペーパー等日常ご利用の物。必要な方は、メガネ・入れ歯ケース・補聴器等もお持ち下さい。

④その他（全てに氏名の記入をお願い致します）

普段お使いの福祉用具（車椅子・シルバーカー・杖等）

18. 謝礼の辞退について

サービス提供の公平の立場から、施設職員に対する謝礼については固くお断りしています。また、郵送等で金品を送られても施設はこれを受け取ることはできませんので、ご理解いただきご協力お願い申し上げます。

19. 利用料金

毎月月末締めとし、翌月10日までに請求書を郵送します。

【支払方法】

(1) 銀行振り込み

25日までに振り込みにて、お支払いをお願いします。その際、振込手数料に関しては各金融機関の所定の料金が発生し、お支払者の負担となります。

(2) 自動口座引き落とし

- ・武蔵野銀行
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

上記銀行の口座をご用意いただき、施設所定のお申し込み用紙に必要事項を記入の上、施設にご提出ください。毎月25日の引き落としとなります。

(3) 事務所で現金受付、集金は行っておりません。

20. 介護保険の減額制度について

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）で、預貯金額が一定以下の場合や、生活保護を受けていらっしゃる方の場合、居住費・食費の負担が減額されます。詳しくは各市町村窓口までお問い合わせください。

対象者		区分	居住費	食費	
			多床室／個室		
生活保護受給者		利用者負担額 1段階	0円／380円	300円	
世帯全員が市町 村民税非課税 別居の配偶者も 非課税	高齢年金受給者				
	年金収入額とその他 収入額の合計が80万 円以下	預貯金額が単身 650万円、夫婦 1650万円	利用者負担額2段 階	430円／480円	600円
	年金収入額とその他 収入額の合計が80万 円越～120万円以下	預貯金額が単身 550万円、夫婦 1550万円	利用者負担額3段 階①	430円／880円	1,000円
	年金収入額とその他 収入額の合計が120 万円越	預貯金額が単身 500万円、夫婦 1500万円	利用者負担額 3段階②	430円／880円	1,300円
上記以外の方 (施設との契約により設定されます)		利用者負担額 4段階	915円／1520円	1,500円	

2 1. その他運営に関する重要事項

施設は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備します。また、受持者（介護福祉士を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

(1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1回以上

この規定に定める他、運営に必要な事項は、社会福祉法人はぐくむ会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとします。

2 4. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

飛鳥の郷 利用料金表(短期入所生活介護 従来型個室・多床室) / 1日あたり

※食費と滞在費は減額になる場合があります。

※外出等での食事キャンセルについて、当日の昼食は9時半までに、夕食は15時までに、朝食は前日までのご連絡がない場合には、食事代を請求させていただきます。

◆深谷市：1単位あたり 10,17円

◆併設型短期入所施設

令和6年4月1日より適用		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
多床室	併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) ／単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位	
	併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)／円	1割	613円	683円	757円	828円	899円
		2割	1,226円	1,366円	1,514円	1,656円	1,798円
		3割	1,839円	2,049円	2,271円	2,484円	2,697円
	食費	朝400円 / 昼500円 / 夕600円					
滞在費	915円						
従来型個室	併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)／単位	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位	
	併設型短期入所生活介護費(Ⅰ)／円	1割	613円	683円	757円	828円	899円
		2割	1,226円	1,366円	1,514円	1,656円	1,798円
		3割	1,839円	2,049円	2,271円	2,484円	2,697円
	食費	朝400円 / 昼500円 / 夕600円					
滞在費	1,520円						

日用品費 (口腔ケア)	義歯使用なく比較的自立された方を対象	1日	50円
	義歯使用者を対象(入れ歯洗浄剤・スポンジブラシ等)		100円
	嚥下機能低下等で通常の口腔ケアが困難な方を対象(歯磨きティッシュ・スポンジブラシ等)		200円
教養娯楽費	書道、絵画、その他のクラブ活動費	1日	実費
教養娯楽費(喫茶)	嗜好品(コーヒー・紅茶等を本人希望に基づいて提供した場合)	1杯	40円
預かり金出納管理費	事務室金庫で現金・通帳などを管理した場合	1ヶ月	1,500円
預かり金出納管理費	1～2万円程度の現金管理を施設で管理した場合	1ヶ月	500円
理美容費	施設にて訪問理美容を利用した場合	1回	実費
電気料金	電化製品持ち込みの場合	1日	50円
行事参加費	行事に参加した場合	1日	500円
コピー料金	用紙サイズにより (B5・A4) 10円 / (B4・A3) 15円	1枚	10円・15円
買い物代行料金	職員が代行で買い物に行った場合(品物は実費徴収)	1回	200円
写真代	季節行事等の写真を購入希望の場合	1枚	40円

◆加算料金 ※介護保険制度に基づいて、各々適用される部分のみ加算されます。

1	送迎加算	送迎を行う場合	片道	184単位
2	機能訓練体制加算	機能訓練指導員が配置されている場合	1日	12単位
3	看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合（空床利用時）	1日	4単位
4	看護体制加算（Ⅱ）	施設基準に1名を足した数以上の看護師を配置している場合（空床利用時）	1日	8単位
5	夜勤職員配置加算	施設基準数に1名を足した数以上の夜勤職員を配置している場合	1日	13単位
6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の症状が憎悪し、在宅での対応が困難となった場合、緊急に施設サービスを行った場合（7日間限度）	1日	200単位
7	若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めた場合	1日	120単位
8	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護職員の総数の60%以上が介護福祉士である場合	1日	6単位
9	緊急短期入所受入加算	緊急にサービスを利用した場合。（上限7日間）	1日	90単位
10	長期利用者減算	連続して30日を超えて利用した場合	1日	-30単位
11	療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合（1日3回を限度）	1回	8単位
12	在宅中重度者受入加算（Ⅰ）	利用していた訪問看護事業所に健康上の管理を行わせた場合。看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合	1日	421単位
13	医療連携強化加算	看護体制加算（Ⅱ）を算定し、かつ緊急時の医療提供について協力医療機関との取り決めをしている場合	1日	58単位
14	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービスの資質向上を目的とした介護職員の処遇改善を見込んで適切な措置を行った場合。	1月	14.0%
15	看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1日につき	1日	4単位
16	身体拘束廃止未実施減算	運営基準における身体拘束防止のための措置が講じられていない場合	1日	-10%
17	高齢者虐待防止措置未実施減算	運営基準における高齢者虐待防止のための措置が講じられていない場合	1日	-10%
18	業務継続計画策定減算	感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合	1日	-10%

※料金を掲示したものの以外に、利用者様からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収します。

飛鳥の郷 利用料金表(介護予防短期入所生活介護 従来型個室・多床室) /1日あたり

※食費と滞在費は減額になる場合があります。

※外出等での食事キャンセルについて、当日の昼食は9時半までに、夕食は15時までに、朝食は前日までのご連絡がない場合には、食事代を請求させていただきます。

◆深谷市 : 1単位あたり 10,17円

◆併設型短期入所施設

◆介護保険負担割合証で2割負担の方は、下記の単位表記部分のみ2倍となる

令和6年4月1日より適用		要支援1	要支援2	
従来型多床室	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) / 単位	451単位	561単位	
	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) / 円	1割	458円	570円
		2割	916円	1,140円
		3割	1,374円	1,710円
	食費	朝400円 / 昼500円 / 夕600円		
滞在費	915円			
従来型個室	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) / 単位	451単位	561単位	
	併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) / 円	1割	458円	570円
		2割	916円	1,140円
		3割	1,374円	1,710円
	食費	朝400円 / 昼500円 / 夕600円		
滞在費	1,520円			

◆自費負担分

日用品費 (口腔ケア)	義歯使用なく比較的自立された方を対象	1日	50円
	義歯使用者を対象		100円
	嚥下機能低下等で通常の口腔ケアが困難な方を対象		200円
教養娯楽費	書道、絵画その他のクラブ活動費	1日	実費
個人の嗜好による飲料の提供費用	嗜好品(コーヒー・紅茶等を本人希望に基づいて提供した場合)	1杯	40円
預かり金出納管理費	事務室金庫で現金・通帳などを管理した場合	1ヶ月	1,500円
預かり金出納管理費	1～2万円程度の現金管理を施設で管理した場合	1ヶ月	500円
理美容費	施設にて訪問理美容を利用した場合	1回	実費
電気料金	電化製品持ち込みの場合	1日	50円
行事参加費	希望者のみが参加する、特別な行事に参加した場合	1回	実費

◆加算料金 ※介護保険制度に基づいて、各々適用される部分のみ加算されます。

1	送迎加算	送迎を行う場合	片道	184単位
2	機能訓練指導体制加算	機能訓練指導員が配置されている場合	1日	12単位
3	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数の60%以上が介護福祉士である場合	1日	18単位
4	療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合	1日	23単位
5	若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めた場合	1日	120単位
6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の症状が憎悪し、在宅での対応が困難となった場合、緊急に施設サービスを行った場合(7日間限度)	1日	200単位
7	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護サービスの資質向上を目的とした介護職員の処遇改善を見込んで適切な措置を行った場合	1月	14.0%
8	身体拘束廃止未実施減算	運営基準における身体拘束防止のための措置が講じられていない場合	1日	-10%
9	高齢者虐待防止措置未実施減算	運営基準における高齢者虐待防止のための措置が講じられていない場合	1日	-10%
10	業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合	1日	-10%

※料金を掲示したものの以外に、利用者様からの依頼により購入する日常生活品については実費を徴収します。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住 所 埼玉県深谷市上原496
 事業者 社会福祉法人はぐくむ会
 理事長 根 岸 瑞 栄 印

事業所 住 所 埼玉県深谷市上原496
 事業所 特別養護老人ホーム飛鳥の郷
 施設長 西 田 聖 印

説明者 生活相談員 _____ 印

私は、事業者から介護老人福祉施設入居にあたり、上記のとおり重要事項について説明を受け、内容に同意します。

利用者 住 所 _____
 氏 名 _____ 印

家族の代表 住 所 _____
 氏 名 _____ 印